



# 知的財産権 Q & A

2020年9月

資産管理部 知的財産G

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

## 知的財産権Q&A 【出願・登録】

No.	質問	回答
1	報告は共願者全員がしなければならないのですか。	代表 1 者のみで構いません。
2	外注先などのPJメンバー外の会社も出願人になれますか。	外注では研究開発要素は無いと考えていますので、出願人になれません。 (事案が発生した場合は担当事業部に早めにご相談ください。)
3	登録研究員以外の者を発明者にしてよいですか。	登録研究員以外は基本的に発明者になれません。(補助扱いになります) (事案が発生した場合は担当事業部に早めにご相談ください。)
4	共願者が既に報告しているかどうか知るにはどうしたらよいですか。	共願者に直接問い合わせるか、NEDOのプロジェクトマネジメントシステムを参照してください。
5	教授・学生などの個人も出願人にしてよいですか。	出願人は(職務発明規程などにより)企業や大学等になりますので、原則、個人は出願人になれません。 権利を個人に譲渡することも可能ですが、個人は約款上の第三者になるため事前にNEDOの承認を得る必要があります。
6	助成事業でも願書に「国等の委託研究の成果に係る記載事項」の記載は必要か。	「国等の委託研究の成果に係る記載事項」はバイ・ドール法が適用される委託事業が対象です。 交付要綱をご確認のうえ、不明な点は各事業部にご相談ください。
7	出願通知書等の提出期限を大幅に経過（1ヶ月以上）している場合には、どうすればいいですか	備考欄に「遅延理由」（遅延となった理由並びに今後の改善策）を、記載してください。

## 知的財産権Q&A【出願・登録】



No.	質問	回答
8	著作権（プログラム）の報告のタイミングはどうしたらよいですか。	著作権は出願ということがないので出願通知書の提出は不要です。作成または公表次第、出願後状況通知書を提出してください。移転通知書及び利用届出書については、特許と同じ扱いになります。
9	PCT出願が各国移行されたときの出願日はどうなりますか。	NEDOへの報告には、各国への国内移行日を記載してください。
10	EP出願が加盟国で登録されたとき、どのような報告が必要ですか。	EPの出願通知書を提出後、移行した国をまとめて出願通知書と出願後状況通知書をNEDOプロジェクトマネジメントシステムから提出してください。

## 知的財産権Q&A【利用】

No.	質問	回答
1	親会社の子会社に実施許諾したときも報告対象ですか。	子会社も第三者（自己以外）になるので、親会社は利用届出書を提出してください。
2	実施許諾契約を締結したとき、契約相手が将来事業を行うか不明でも、利用届出書の提出は必要ですか。	実施許諾(契約)した時点で報告対象になりますので、利用届出書を提出してください。

## 知的財産権Q&A【移転】

No.	質問	回答
1	移転承認申請書、移転通知書は移転元と移転先のどちらが提出するのですか。	原則、受託事業者（登録義務者）がNEDOに報告してください。
2	個人(大学教授)への移転は可能ですか。	大学教授の所属する大学がプロジェクトメンバーであっても、発明は大学が承継するので、教授個人は第三者になります。したがって、事業成果の活用、技術の国外流出に当たらないことなどNEDOの事前承認を得る必要があります。
3	複数の特許を移転するときは、案件毎に複数の移転承認申請書を提出する必要がありますか。	一枚の移転承認申請書に、複数の特許及び出願予定の案件をまとめて記載することが可能です。（契約管理番号に紐づけた申請など）出願前移転については、早めに担当事業部にご相談ください。
4	知的財産権移転等届出書、知的財産権放棄届出書などは必ず提出しなければならないですか。	平成27年11月15日以降の新規契約については提出が必要となります。それ以前は提出する必要はありません。
5	出願前移転とは何ですか。	NEDOでは発明者の帰属先と出願人が同じであることが前提となります。本来の出願人から変更して出願することを出願前移転といいます。（説明資料P14）
6	移転の際に持分の割合を報告する必要はありますか。	権利の持分については報告する必要はありません。ただし、移転承認申請書には「特許を受ける権利の一部」といった表現で、一部移転がわかるようにしてください。

## 知的財産権Q&A【移転】

No.	質問	回答
7	共有特許権者がいる場合、移転元の権利者は全員が移転承認申請書と移転通知書を各社毎に提出しなければなりませんか。	2つの方法があります。 一つは、権利の移転元の権利者全員分の当該書類を提出する方法。 もう一つは、事前に共有権利者が権利移転に関わる合意書を締結しておき、その写しを添付すれば、代表一者からの書類提出で対応することも可能です。 事前に事業部と相談し、適切な方法でご対応ください。

## 知的財産権Q&A 【その他】

No.	質問	回答
1	バイ・ドール調査に回答すれば、以後の報告等は不要ですか。	バイ・ドール調査に回答した場合でも、通知、届出等については別途報告が必要です。
2	古い事業なので、書類の提出先がわかりません。	プロジェクトマネジメントシステムであれば担当部署が不明でも提出することができます。郵送の場合は「プロジェクト名＋当時のNEDO担当事業部」宛にお送りください。
3	バイ・ドール調査で回答したのに情報が更新されません。	産業財産権等出願後状況通知書を提出しないと登録情報が更新されません。当該通知書の提出を確認してください。

## 知的財産権Q&A 【新PMS関連】

No.	質問	回答
1	2019年9月以前に終了したプロジェクトの知財通知書等を提出したい場合の手続きについて	NEDOのHP上を通じて利用申請を提出してください。 <a href="https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1953&amp;code=080077083114105121111117115104105110115101105">https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1953&amp;code=080077083114105121111117115104105110115101105</a>

No.	質問	回答
2	出願後状況通知書を作成する際に「産業財産権設定」で該当する出願番号が見つからないので「無し」もしくは「出願通知書を未提出」を選択しても良いですか。	「無し」もしくは「出願通知書を未提出」を選択して良いのは著作権の場合に限ります。※著作権は出願通知書の提出を求めません その他の場合は必ず出願番号を選択してください。 出願通知書を提出済みで出願番号が見つからない場合には、お調べしますので <a href="mailto:chizai@ml.nedo.go.jp">chizai@ml.nedo.go.jp</a> までお問い合わせください。 出願通知書の提出が未提出の場合は出願通知書を提出・受領された後に出願後状況通知書を提出してください。
3	出願人が何社かあるのですが、「出願人情報」にまとめて記載しても良いですか。	「出願人情報」には会社名を正式名称で一行に一件ずつ記載してください。 行の追加は右側にある「追加」ボタンをご利用ください。 「権利者情報」も同様です。
4	技術研究組合の構成員から提出できるのですか。	基本的には委託契約先である組合からの提出になります。 知的財産権帰属届を提出した場合は構成員からの提出も可能になりますので個別に <a href="mailto:chizai@ml.nedo.go.jp">chizai@ml.nedo.go.jp</a> へご相談ください。